

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年6月6日

水曜日

第4360号

目次

告示

- 換地処分 1
- 公有水面埋立ての竣功認可
- 指定介護予防サービス事業者の指定 4
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 土砂災害警戒区域の指定及び解除 6
- 土砂災害特別警戒区域の指定及び解除 7

公告

- 基本測量の終了 8

告示

富山県告示第314号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成30年5月28日県営農地整備事業広上地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年6月6日

富山県知事 石井 隆一

富山県告示第315号

公有水面埋立ての竣功認可について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年6月6日

伏木富山港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石井 隆一

1 竣功認可の年月日

平成27年12月22日（1工区）

平成30年5月7日（2工区）

2 竣功認可を受けた者

(1) 名称 富山県

(2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一

(3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

3 埋立区域

(1) 全体

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の
国分護岸、国分3号岸壁及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水
面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地
点から⑧の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44
m）における公有水面と国分3号岸壁、国分護岸との境界線及び①の
地点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）に
おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 320度47分31秒264.79mの地点

②の地点 ①の地点から 136度30分12秒 122.71mの地点

③の地点 ②の地点から 226度30分12秒 0.11mの地点

④の地点 ③の地点から 136度30分12秒 1.97mの地点

⑤の地点 ④の地点から 226度30分12秒 0.97mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 316度30分12秒 0.76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 271度11分04秒 24.77mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 316度29分41秒 78.67mの地点

ウ 面積 1,897.47㎡

(2) 1 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の
国分護岸及び国分3号岸壁の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち⑨の地点から④の地点を順次に結んだ線、④の地
点から⑦の地点を順次に結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44
m）における公有水面と国分3号岸壁との境界線及び⑨の地点と⑦の
地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）における公有
水面と国分護岸との境界線により囲まれた区域

⑨の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の
街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 316度49分22秒197.88mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から 46度30分12秒 18.70mの地点

②の地点 ⑩の地点から 136度30分12秒 56.54mの地点

③の地点 ②の地点から 226度30分12秒 0.11mの地点

④の地点 ③の地点から 136度30分12秒 1.97mの地点

⑤の地点 ④の地点から 226度30分12秒 0.97mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 316度30分12秒 0.76mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 271度11分04秒 24.77mの地点

ウ 面積 926.86㎡

(3) 2 工区

ア 位置 富山県高岡市伏木国分字八幡 577番に接する臨港道路3号線前面の
国分護岸及び国分護岸前面の国有海浜地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑨の地点を順次に結んだ線、⑨の地
点と⑧の地点を結ぶ平成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）にお
ける公有水面と国分護岸との境界線及び①の地点と⑧の地点を結ぶ平
成25年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.44m）における公有水面と陸地と
の境界線により囲まれた区域

①の地点 高岡市伏木磯町33地先（臨港道路3号線）の国土交通省設置の

街区三角点 1003A（北緯36度48分05秒4691、東経 137度03分23秒
8362）から 320度47分31秒264.79mの地点

⑩の地点 ①の地点から 136度30分12秒 66.17mの地点

⑨の地点 ⑩の地点から 226度30分12秒 18.70mの地点

⑧の地点 ⑨の地点から 316度29分41秒 38.33mの地点

ウ 面積 970.61㎡

4 埋立免許の年月日及び番号

平成26年7月1日 富山県指令港第80050号

5 法第22条第3項の市町村

高岡市

富山県告示第316号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成30年6月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671100731	
指定年月日	平成30年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水福祉会
事業所	所在地	射水市七美727番地
	名称	いみず苑「ひびき愛」
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護（共生型）	

富山県告示第317号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成30年6月6日

富山県知事 石 井 隆 一

事業所番号	1671000402	
指定年月日	平成30年6月1日	
申請者	名称	株式会社ニチイ学館
事業所	所在地	南砺市八幡13番地1
	名称	ニチイケアセンター南砺
サービスの種類	通所介護	

事業所番号	1671100715	
指定年月日	平成30年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水福祉会
事業所	所在地	射水市七美727番地
	名称	いみず苑「ひびき愛」
サービスの種類	通所介護（共生型）	

事業所番号	1671100723	
指定年月日	平成30年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水福祉会
事業所	所在地	射水市七美727番地
	名称	いみず苑「きらめき」
サービスの種類	通所介護（共生型）	

事業所番号	1671100731	
指定年月日	平成30年6月1日	
申請者	名称	社会福祉法人射水福祉会
事業所	所在地	射水市七美727番地
	名称	いみず苑「ひびき愛」

サービスの種類	短期入所生活介護（共生型）
---------	---------------

富山県告示第318号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成30年6月6日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
亀谷(10)	富山市亀谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
吉作(2)	富山市吉作の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
道畑(1)	富山市八尾町道畑下中山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
布施爪(1)	魚津市布施爪、黒沢及び長引野の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
朝日丘(2)	氷見市朝日丘の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定
園(3)	氷見市園の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定
朝日丘(1)	氷見市朝日丘の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
宇奈月(8)	黒部市宇奈月町内山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定
栃津(3)	中新川郡立山町栃津の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第319号

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

平成30年6月6日

富山県知事 石 井 隆 一

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
亀谷(10)	富山市亀谷の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
吉作(2)	富山市吉作の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	全部解除
道畑(1)	富山市八尾町道畑下中山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
布施爪(1)	魚津市布施爪及び黒沢の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
朝日丘(2)	氷見市朝日丘の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定
園(3)	氷見市園の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定

朝日丘(1)	氷見市朝日丘の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除
宇奈月(8)	黒部市宇奈月町内山の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部解除
栃津(3)	中新川郡立山町栃津の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおりに	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

基本測量の終了

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第 2 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成30年 6 月 6 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」整備業務)

2 作業地域(関係市区町村)

富山市 氷見市

3 作業期間

平成29年11月13日～平成30年 3 月23日